

令和8年度 世田谷区ひきこもり等居場所事業補助金

ひきこもりや不登校その他の状況にある当事者の社会参加の機会の拡充及び居場所から相談又は支援のネットワークにつながる環境整備並びにひきこもり等への社会的理解の促進を図るために、当事者及び家族が定期的集える居場所を運営し、ピアサポートによる交流、相談等を行う活動に対し、活動費の一部を助成します。

1 助成対象活動

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ひきこもり等にある当事者等及び家族が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互交流を図るための定期的な居場所を運営するものであって、次に掲げる要件を全て満たす事業になります。

- (1) 区内で月1回以上、かつ各回3時間以上継続的に実施するもの（賃借した物件にて実施する場合にあっては、週3回以上継続的に実施するもの）であること。
- (2) ひきこもり等にある当事者及び家族の利用を主たる目的とするものであること。
- (3) ひきこもり等にある当事者、ひきこもり等の経験者、その家族その他の自身の経験を通じたピアサポートを行える者を2名以上配置すること。
- (4) 営利を目的としないものであること。
- (5) 区内で開催されるものであること。
- (6) ひきこもり等にある当事者の利用を区内に広く募るものであること。
- (7) 賃借物件にて実施する場合は、地域の方が居場所を利用できる日を設ける又は地域のイベントに居場所利用者が参加する等の地域との交流事業を年1回以上実施すること。

なお、次に該当する事業は補助事業となりませんのでご注意ください。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- (4) 当該事業に対し、区、区の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が交付し、又は支払う補助金、委託料等を受け、又は受けることになっているもの。
- (5) 事業がフリースクールの性質をもつもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとしたもの

2 助成対象団体

下記の（１）～（４）の要件を全て満たす団体

- （１）構成員のうち、ひきこもり等にある当事者、ひきこもり等の経験者、その家族その他の自身の経験を通じたピアサポートを行える者が、3分の2以上いること。
- （２）補助を受ける居場所の運営実績が継続して1年以上あること。
- （３）区内に事務所又は活動拠点を有すること。
- （４）暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。

3 助成対象活動期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 助成額・対象経費

助成額は、経費区分に応じて下記の通り上限額があります。

経費区分	補助基準額（上限）	補助対象経費
1 事業運営費	1日あたり11,600円	人件費（職員報酬、職員諸手当及び法定福利費）、運営費（福利厚生費、交通費、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料、講師謝礼、器具什器費及び手数料）、使用料、賃借料その他区長が必要と認める経費
2 施設・設備費	次の運営形態に応じて、それぞれ定める額 (1) 会場借用による実施 1日あたり1,200円 (2) 賃借物件での実施 1月あたり198,000円	

なお、対象となる経費については、下記の表を参考にご確認ください。

費目	内容（例示）	助成金からの支出が認められない経費（例示）
人件費	・本事業に従事した団体の役職員の人件費	・団体の役職員の経常報酬 ・補助事業と関わりのない役員への報酬
報償費	・本事業に従事するスタッフ（団体役員以外）への謝礼	・団体の役員に対する謝礼（※人件費で計上）
交通費	・スタッフ・ボランティアの交通費	・出発地から目的地までの経路について、合理性が認められない場合の交通費
消耗品費	・文房具 ・飲み物	・参加記念品など単に参加者に提供するだけの物品の取得経費
印刷製本費	・チラシ印刷費	

使用料	・ 会場使用料	・ 事務所家賃等の経常経費
保険料	・ 行事保険の保険料	
運搬料	・ チラシ等の郵送費	・ 補助事業と関わりのない物品の運搬料
その他		・ 団体の活動を紹介するHPの維持管理経費 ・ 事務所の光熱水費等の経常経費

※団体の事務所等の賃借料など経常的な運営経費、申請事業と関わりのない経費は対象外。

5 申請手続き

申請にあたっては、必ず事前に下記「(3) 提出・相談先」へご相談ください。

(1) 申請書類

- ・ ひきこもり等居場所事業補助金交付申請書【第1号様式】
- ・ ひきこもり等居場所事業執行計画書【別紙1】
- ・ ひきこもり等居場所事業計算書及び収支計画書【別紙2】
- ・ ひきこもり等居場所事業従事者名簿【別添】
- ・ 団体のこれまでの活動内容が分かる資料

※1年以上の居場所運営実績が確認できるもの

- ・ 賃貸借契約書の写し(賃貸物件で居場所を運営する場合)

※申請書類の様式は、区の[ホームページ](#)からダウンロードできます。



(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出・相談先

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課

ひきこもり等居場所事業補助金担当

TEL 03-5432-2917

FAX 03-5432-3020

(4) 申請期限

【4月1日から助成希望の場合】

令和8年4月15日(火)

【上記以外】

事業開始の一か月前

(5) 申請にあたっての注意事項

- ・ 審査にあたり、事務局より電話等にて活動内容について確認する場合があります。
- ・ ご提出いただいた申請書類は返却いたしません。必ず控えをお持ちください。

6 結果通知

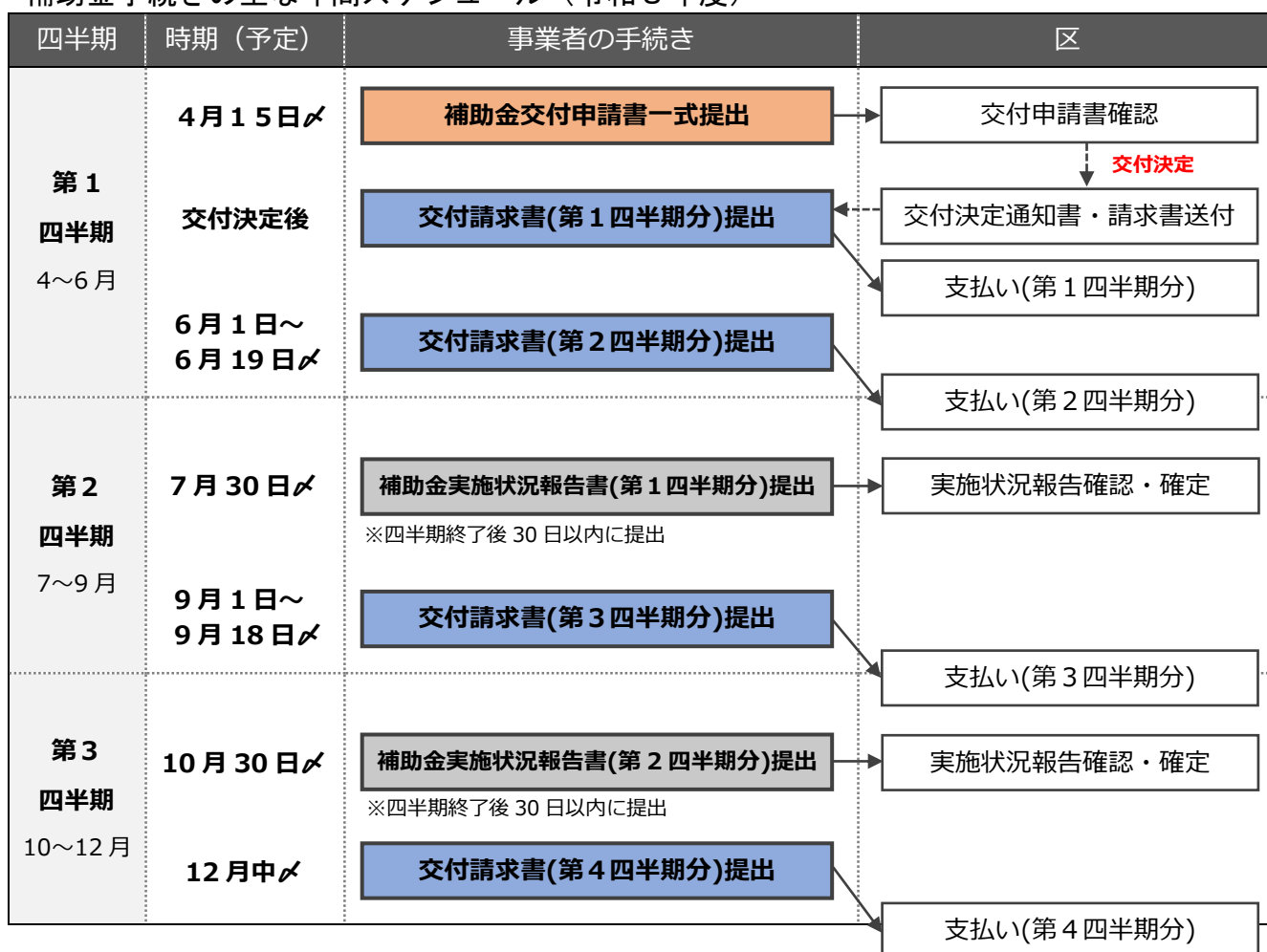
提出いただいた書類をもとに審査し、申請書類を受理してから約1カ月を目途に結果（交付決定）をお知らせします。事業の開始時期に応じて、申請には時間に余裕をもってお手続きください。

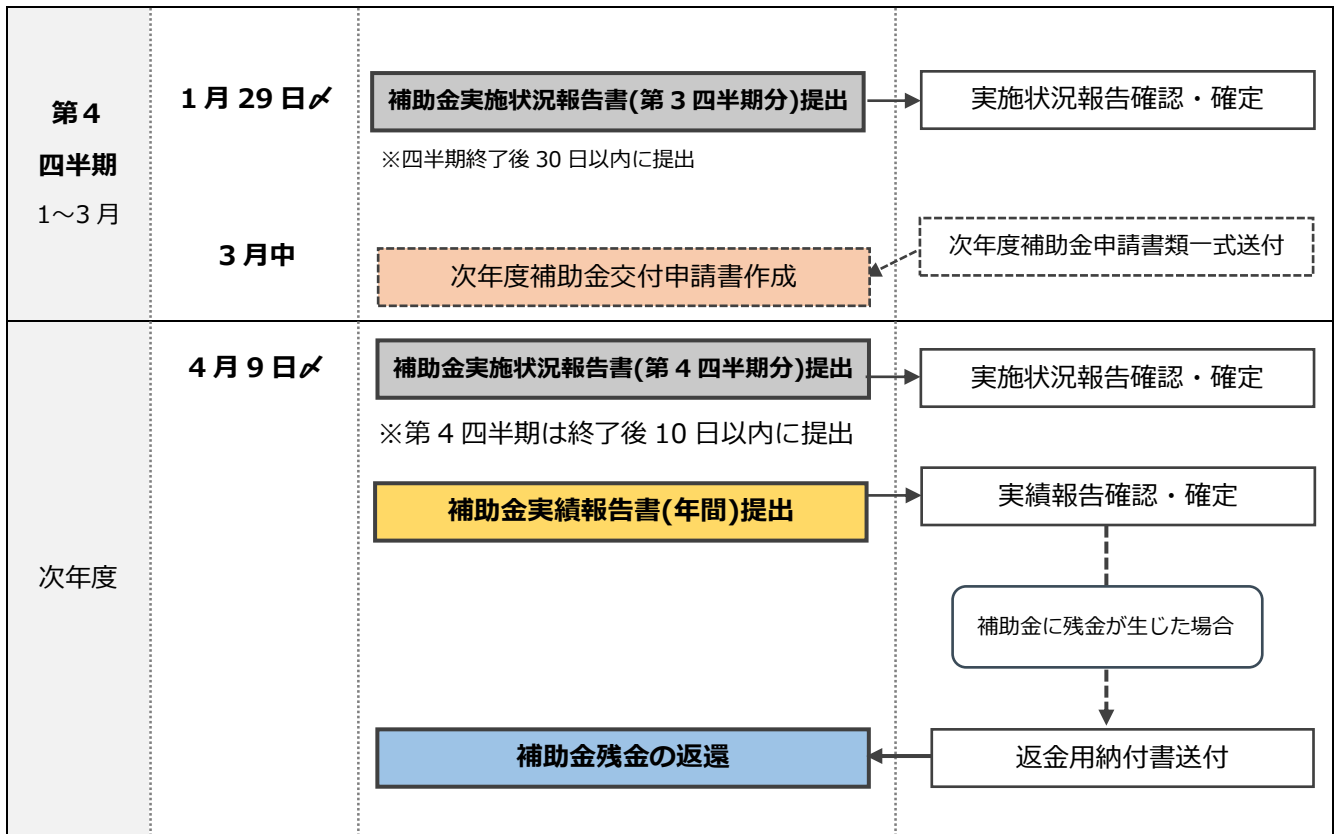
7 その他

- ・ 事業を実施する際は、ほかの活動と明確に区分できるようにしてください。
- ・ 本事業は、地域保健福祉等推進基金を活用した助成です。

8 スケジュール

補助金手続きの主な年間スケジュール（令和8年度）





※上記にかかわらず、年度途中も随時申請を受け付けます。年度途中の申請の場合は、申請から交付決定まで1か月程度のお時間をいただきます。